

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 6 月 5 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
なまこ固定式刺し網漁業	8 隻	5 トン未満	定めなし	西共第 53 号共同漁業権漁場の区域。ただし、港湾区域を除く。	10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	西共第 53 号共同漁業権の組合員行使権者	令和 7 年 6 月 5 日から令和 7 年 7 月 30 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （１）小型定置漁業及び底建網漁業の操業中は、その前面及び後面それぞれ 300 メートル以内、沖合 100 メートル以内の海域で操業しないこと （２）使用する網の目合は、105 ミリメートル（3 寸 5 分）以上とすること （３）漁具の両端に標識を設置すること （４）使用する網は、一枚網とすること （５）次に掲げる水産動物が採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない ア さけ・ます類 イ 海産ほ乳類
	19 隻			西共第 51 号共同漁業権漁場の区域のうち、むつ市大字奥内と大字田名部との境に設置した標柱から真方位 228 度の線以南の区域		むつ市大字奥内と大字田名部との境に設置した標柱から真方位 228 度の線以南の西共第 51 号共同漁業権漁場の組合員行使権者		
	15 隻			西共第 51 号共同漁業権漁場の区域のうち、むつ市大字田名部、下北ふ頭南端から真方位 168 度 30 分の線以西の区域。ただし、港湾区域を除く。		むつ市大字田名部、下北ふ頭南端から真方位 168 度 30 分の線以西の西共第 51 号共同漁業権漁場の組合員行使権者		
	53 隻			西共第 49 号共同漁業権漁場の区域		西共第 49 号共同漁業権の組合員行使権者		